

社 労 士 とやま

発行日 令和4年1月28日
発行人 富山県社会保険労務士会
会長 山下 誠
富山市千歳町1-6-18
河口ビル2F
電話 076-441-0432

編集 富山県社会保険労務士会 広報部

2022年1月 第86号



場所 常願寺鉄橋からの剣岳 Photo by Masazumi Yamamoto



富山県社会保険労務士会



社会保険労務士倫理綱領

社会保険労務士は、品位を保持し、常に人格の陶冶にはげみ、旺盛なる責任感をもって誠実に職務を行い、もって名誉と信用の高揚につとめなければならない。

社会保険労務士の義務と責任

1. 品位の保持

社会保険労務士は、品位を保持し、信用を重んじ、中立公正を旨として、良心と強い責任感のもとに誠実に職務を遂行しなければならない。

2. 知識の涵養

社会保険労務士は、公共的使命と職責の重要性を自覚し、常に専門知識を涵養し理論と実務に精通しなければならない。

3. 信頼の高揚

社会保険労務士は、義務と責任を明確にして契約を誠実に履行し、依頼者の信頼に応えなければならない。

4. 相互の信義

社会保険労務士は、相互にその立場を尊重し、積極的に知識、技能、情報の交流を図り、いやしくも信義にもとる行為をしてはならない。

5. 守秘の義務

社会保険労務士は、職務上知り得た秘密を他に漏らし又は盗用してはならない。業を廃した後も守秘の責任をもたなければならない。

目 次

CONTENTS

社会保険労務士倫理綱領	1	研修会報告	13
年頭挨拶 富山県会会長	2	事業報告	14
新年のご挨拶 全国連合会長	3	自主研究会だより	17
新年のご挨拶 富山労働局長	4	インボイス制度について	22
新年のご挨拶 富山県知事	5	私のお気に入りをご紹介します	23
部会だより	6	マラソン同好会活動報告	24
委員会だより	8	事務所訪問記	25
職場のトラブル無料相談会	8	大規模災害時等における労働・社会保険分野の相談業務に関する協定書	26
支部だより	10	新入会員の紹介	27
監事の視点③	10	事務局だより	28
富山S R経営労務センター	12	編集後記	29
(一社) 社労士成年後見センター富山	12		



新年明けましておめでとうございます。

富山県社会保険労務士会
会長 山下 誠

明けましておめでとうございます。会員皆様におかれましてはコロナ対応等でお忙しいさなかとは思いますが体調を崩した、という事はないでしょうか？健康あってこそその社労士業ですので、健康に留意されて益々のご活躍を御祈念申し上げます。

初めにお知らせする事としまして、今年度当初から掲げてきた社会貢献の分野で、富山県との災害時対応協定を締結しました。他士業では司法書士も12月締結されたと聞いておりますが、県民皆様に対する非常時対応が可能となったという事で、社労士としての責任と誇りを大いに顧客に訴えかける事ができるようになったと思います。今後はこれを他県会との協力体制を組む事で、更なる安心へと広げていきます。会員各位からもこれを取り組んで欲しい！というものがあればご提案ください。必要な形を実現する事が同業者組合たる当会のような団体の義務であると考えます。

コロナ感染によって日本の企業活動・経済活動の状況が一変したと言っても過言でないほど労働・経済状況は変化しました。マスクをかけている事は必須であり、密閉されない状況対策、ZOOMをはじめとするテレビ会議等がかなり広がっているように感じます。対面での商談・会議が極力避けられており、でき得る限りの努力と知恵を振り絞ってこれまでと変わらない営業成績を求められる労働者へのしわ寄せは如何ばかりと考えます。新たな精神的・肉体的ダメージでの労災適用なども気をつけねばならない事だと思います。

我々業界では連合会主導での働き方改革関連事業や、保育に関する処遇改善、医師の時間外労働削減など多くの労働法制での変革が聞こえており、県会会員にも多数の方のご協力を求めている状況となっています。ただでさえ年金相談業務等で多数のご協力をいただいている中で、新規分野への協力要請をしており、選考が大変な状況です。年金や健保での法改正も多数あり、研修部会を中心とした研修・業務研修についても多くの要望の中から何とかしてこれだけは伝えたい！というものを厳選して全会員に届くよう、年度内にはオンラインでの受講が中心となりますが配信していく予定であります。最近では中地協での各種研修も配信されるようになり、希望の物があれば（中には有料の物もあります）、質の高い研修を自宅・事務所に居ながら受講できるようになっています。県会発出の案内に記載がありますので、是非ご視聴いただければと思います。

連合会からはこれまでもずっと言われてきておりますが、マイナンバーカードの自身での取得は勿論、周りへの取得の促進を拡大していただきたい、健康保険証としての機能を利用して欲しいという事が言われております。皆様自身はすでに多くの方が取得されていると思いますが、御家族や、顧問先従業員様、お知り合いに声を掛けていただき、もう一段ご協力願えると有難いです。マイナンバーカードでのポイント付与などもありインセンティブとしては十分動機づけできると思いますので、よろしくお願い致します。令和6年度から会員証にもなるとの事で、マイナポータルでの登録・変更が予定されています。会員は取得必須です。

このご時世でパソコンが嫌いだと言っておられない事から、電子化について拒絶される方は少ないと思いますが、県下会員に対する電子化事業が連合会の事業計画にあり、担当会員を準備して対応していく事が始まります。行政庁に出向く事無く諸手続きを終わらせる事をカッコいいと思って取り組んでいただけると良いのではないかと思います。『一人も取り残さない電子化』をキーワードに取り組みが始まりますので、ご協力をお願い致します。

県会事業も当初の計画に沿って滞る事の無いよう取り組んでおります。全会員が社労士として誇りをもって活動できますよう今年1年も努力して参りますので、ご支援・ご協力をお願いして年頭のあいさつに代えさせていただきます。



新年のご挨拶

全国社会保険労務士会連合会
会長 大野 実

山下会長はじめ、富山県社会保険労務士会の皆様には、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

一昨年来の新型コロナウイルス感染症の拡大により、感染され、今なお療養をつづけられている皆様にお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになられた皆様に心からのご冥福をお祈り申し上げます。

長引くコロナ禍の中で迎える令和4年ですが、最新の世界経済の動向に目を向けますと、「従来の10年分の変化が1年で発生する時代」と言われるように、ITをはじめ様々なビジネスの形がこれまでの常識では考えられないほどの速度で変化していることを踏まえ、私たち社労士も、関与する企業とともにこの変化に対応すべく日々の業務にあたらなければなりません。

また、連合会では、同時にこれから先の5年、10年の我が国社会の姿を見据えながら、会員の皆様の業務を支援し、社労士の社会的地位の向上を実現するための各種の事業を展開していかなければならないと考えております。

政府においては、引き続き新型コロナウイルス感染症の対策を主要施策としつつ、少子高齢化社会に対応するための「働き方改革」の推進と、マイナンバーカードの普及をはじめとする「デジタル社会」の推進に注力することとしていることを踏まえ、連合会では、これらの施策は我々社労士の専門分野であることから、昨年設置いたしました働き方改革推進本部、デジタル化推進本部による取り組みを強化し、2月から3月にかけて、各種のフォーラムを開催し、企業の労使の皆様をはじめ、広く国民の皆様には、社労士の専門性を発信していくこととしております。

また、コーポレートメッセージに掲げる「人を大切にする企業づくり」について、人材の確保・定着という経営上の課題を抱える中小企業・小規模事業者の皆様が、私たち社労士に具体的にどのような相談をいただくことができ、この課題を解消していくことができるのかを知っていただくための相談会、セミナー等の事業を展開してまいります。

更に、これからのグローバル社会の進展という視点では、私たち社労士も、企業ひいては我が国社会の維持発展に貢献していくため、「SDGs」、「ビジネスと人権」等、新たな価値を理解して、これらを踏まえた対応をしていくことで、国民の皆様からの信頼をゆるぎないものとしていかなければなりません。

会員の皆様には引き続き本年も連合会の事業運営にお力添えをお願い申し上げますとともに、本年が皆様にとって実り多き一年になりますことをお祈り申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。



新年のご挨拶

富山労働局長 杉 良太

明けましておめでとうございます。

令和4年の年頭にあたりまして、謹んで御挨拶を申し上げます。

富山県社会保険労務士会会員の皆様方におかれましては、日頃より富山労働局が推進する労働行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、富山県経済をみますと、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にある中、一部に足踏みがみられるものの緩やかに持ち直しつつあり、本県の雇用情勢においても、ワクチン接種の進展や緊急事態宣言等の解除に伴い、有効求人倍率が令和2年11月の1.14倍を底にして緩やかに回復している状況となっています。特に県内の主要産業である製造業を中心に求人数の回復傾向が顕著となっています。

こうした状況の中、富山労働局においては、ウィズ・ポストコロナ時代の雇用機会の確保を図るため、引き続き雇用の維持・継続に向けた支援を行うとともに業種・職種を超えた再就職等の促進を図るため、求職者ニーズを踏まえた求人開拓や人材不足分野におけるマッチングの推進のほか就職氷河期世代の就職支援等多様な人材が活躍できるよう積極的な支援に取り組んでいるところです。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい状況下であっても、働く方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する「働き方改革」を推進しています。特に、「長時間労働の抑制」や雇用形態に関わらない公正な待遇を確保する「同一労働同一賃金」の実現に向けた啓発指導に加え、本年4月から中小企業にも適用となる改正労働施策総合推進法等による「総合的なハラスメント対策の推進」や本年4月から順次施行となる改正育児・介護休業法による「男女ともに仕事と育児等を両立できる環境整備」、女性の活躍推進にも重点的に取り組んでいます。

また、令和2年4月から大企業における労働保険・雇用保険の一部の手続について電子申請が義務化となっておりますが、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、「36協定届」や「就業規則の届出」等労働基準法等の規定に基づく届出等についても、電子政府の総合窓口「e-Gov」から電子申請の利用が可能となっておりますので、電子申請の利用を推奨しています。

社会保険労務士の皆様には、企業からの電子申請に関する相談や助言等電子申請率の向上にご協力をお願いいたします。

これらの各種施策の幅広い推進を図るためには、財政基盤となる労働保険の適正な適用徴収業務の運営も重要であり、このことを含めて社会・労働保険や労務管理の分野で豊富な知見を有する社会保険労務士の皆様の深い御理解と御協力が不可欠であります。

最後になりますが、労働行政に対する格別の御理解と、より一層の御協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、貴会のますますの御発展と会員の皆様方の御活躍、御健勝を祈念申し上げ、新年の御挨拶とさせていただきます。



新年のご挨拶

富山県知事 新田 八朗

明けましておめでとうございます。令和4年の初春を皆様とともに寿ぎたいと存じます。

山下 誠会長をはじめ富山県社会保険労務士会の皆様には、日頃から、労働者の福祉向上、労働行政の円滑な推進等に多大なご尽力をいただいております、心から敬意を表し、感謝申し上げます。

また、皆様には、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた企業や労働者の方々からの各種相談への対応をはじめ、厳しい状況にある中小・小規模企業への支援に多大なご尽力をいただいております、改めて厚くお礼申し上げます。

県においても、雇用の安定化のため、富山労働局など関係団体と緊密に連携し、経済団体への雇用の維持・確保等の要請や、雇用維持が困難な事業主と人材不足の事業主間の人材マッチング支援などに取り組んでいるところです。

引き続き、県民の皆様の命と暮らしを守ることを最優先課題として、感染拡大防止対策や経済対策に取り組んでまいりますので、皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

現在、県では、新たな成長戦略の策定を進めており、その目標には、経済的な豊かさに加え、身体的・精神的・社会的にも満たされた状態である、真の幸せ、「ウェルビーイング」の向上を掲げています。

県民の皆様一人ひとりが、ウェルビーイングを実感し、富山県での暮らしに胸を張れる未来をつくっていきたいと考えています。

県民の皆様のウェルビーイングの向上には、長時間労働の是正や柔軟で多様な働き方ができる環境整備など、労働者が働きやすい魅力ある職場づくりがますます重要になっています。新たな技術による生産性向上、テレワーク推進、仕事と子育ての両立、副業・兼業の推進による県内企業における専門性の高い人材活用の後押しなど、働き方改革を加速化させていきたいと考えています。

また、安全・安心も欠くことのできない幸せの基盤です。昨年12月には、大規模災害時等における労働・社会保険分野の相談業務に関する協定を貴協会と締結させていただきました。災害時の被災者の生活基盤の確保・安定のため、災害に備えた対策にも万全を期してまいります。

これらの取組みを推進していくためには、皆様のお力が必要です。今後とも、企業の健全な発展や労働者福祉の向上等にご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本年が富山県社会保険労務士会にとりましてさらなる飛躍の年となりますよう、また、皆様のご健勝とご多幸を心からお祈り申しあげまして、新年のご挨拶といたします。

部 会 だ よ り

総務・経理部

部長 大田 欣和



前回の「社労士とやま第85号」でも書きましたが、富山県社会保険労務士会の電子化を今年から進めていこうと考えています。具体的には、会員への案内や資料の配布等を県会ホームページやメールを活用する形に置き換えていきたいと思っています。すべてが電子化できるとは思っておりませんし、いろいろ工夫をしていかなければいけないことがやっていくうちに出てくるものと思っています。今後は受信メールや今まであまり見る事がなかったかもしれない県会ホームページの「会員専用ページ」をこまめにチェックするように心掛けて頂ければと思います。

その上でよりよくするための前向きな提案を皆様から頂ければと思います。

さらに事務局のセキュリティー強化を踏まえた上でのネットワーク設備の充実を図り、それに対応した体制及びルール作りを行う予定です。他県会や富山県の他士業に比べると富山県社会保険労務士会は、電子化については数年から10年くらい遅れている部分もあるように見受けられます。

会員皆様のご協力とご意見をお願い致します。

業務部

部長 坂下 裕子



現在、業務部は研修部と合同で活動しております。コロナ禍の研修の在り方として、他県の社会保険労務士会の良質な研修が徐々にリモートで見られるようになる、民間の無料、有料の研修がリモートで受けられる等、研修のあり方が変わりつつあります。アフターコロナの研修会としては、単会で研修を考えるのではなく、他県の社労士会と一緒に考えていくという感じでしょうか。ただ、行政に依頼するもの等、県単位で考える必要のある研修もあります。

業務部（研修部）としては、会員の業務に直結した令和4年1月～4月に改正される法律の研修として、12月に担当行政に依頼をし、それをオンデマンド配信いたしました。2月には年金関係も予定しています。

今後も皆様のニーズに合った身近な研修を模索していく所存です。皆様のご協力をお願いいたします。

事業部

部長 大花 哲仁



6つの事業を受託して今年度のスタートを切ったわけですが、途中、新型コロナの警戒レベルが「ステージ3」に引き上げられたこともあり、急遽10月1日～12月28日の3ヶ月間限定で、富山県から新たに「新型コロナウイルス感染症による休業等支援事業」を受託することとなり、6名の会員にご協力いただきました。

コロナ禍での活動ながら合計7つの各事業の推進員としてご尽力いただいた結果、どの事業も順調に

推移してまいりました。ご協力いただきました推進員各位に心から感謝いたします。

来年度以降の受託事業がどうなるか、今の段階では一切未定ですが、来年度も各方面から事業を受託する機会がありましたら、推進員として、また、推進員の訪問等の活動協力で、皆様のお力をお貸しいただけますよう、お願いいたします。

研修部

研修部では今年度の今までの活動として、必須研修会を2回と新規入会者研修を行いました。

第1回目は6月～7月上旬にかけてオンデマンド配信により算定基礎・年度更新・雇用調整助成金について行いました。第2回目は11月8日 講師：株式会社デライトコンサルティング 近藤圭伸氏に「人材育成につなげ会社を強くする評価基準の作り方」についてweb形式によるライブ配信と11月下旬から1月上旬にかけてオンデマンド配信で行いました。

新規入会者研修については10月23日富山県民会館にて行いました。内容も例年と比較して要点をまとめ午前と午後の開催から午後のみとし、懇親会も無しとしました。

コロナ禍ということもありますが、必要な情報を

部長 中川 浩一



会員に提供するといった趣旨からオンデマンド配信を全国的に研修ツールとして必須の流れになっ

てきています。その流れの一環として昨年から東海4県と北陸3県の7県会で研修事業合同委員会を開催しており、各県会が実施している研修の情報共有や必須研修会の配信を他の各県会へ提供開始致しました。今年度は岐阜県会が行ったセミナーを11月に各県会へ提供がありました。セミナーを視聴された会員の方も多いのではないでしょうか。また富山県会でも第2回目の必須研修会について各県会へ提供を行っております。次年度以降も合同委員会を開催、各県会への提供は継続予定です。ご期待下さい。

広報部

令和3年、広報部は6月に開業社労士名簿の作成、社労士広告の新聞掲載、7月に社労士とやま（85号）の発行、10月に社労士広告の新聞掲載、そして今回の社労士とやま（86号）の発行と活動をしてきました。広報誌社労士とやまの原稿については、皆様のご協力を頂き本当にありがとうございます。

また、新たな情報発信の手段として従来の新聞広告以外の手段を色々と検討しています。令和4年度以降に新たな展開が出来ればと考えています。

さて、皆さんは全国社会保険労務士会連合会が発行している「社会保険労務士白書 2021年版」をご覧になったでしょうか。恥ずかしながら私はこの白書の存在を最近まで知りませんでした。

部長 中島 武司



目次を見ると、コロナ禍における社労士の取り組み、社労士制度発展に向けた取り組み、社会保険労務士の登録状況等について掲載されています。その中の登録状況を見ると、平均年齢は55.6歳、最年少は23歳、最年長が100歳となっています。また、2021年3月31日現在の男女別構成は、男性が68.3%、女性が31.7%となっています。皆さんの肌感覚とのズレはありますでしょうか？

また社労士制度発展に向けた取り組みでは、デジタル対応、SDGs、学校教育、成年後見制度、災害対応等の取組みについて掲載されていますので、是非読んで頂ければと思います。

委員会だより

総合労働相談所

所長 川向 誠



総合労働相談所所長の川向です。新型コロナも沈静化し、引き続き県会事務局内での電話・面談相談、毎月1回の富山・高岡・魚津市役所での無料相談会も継続しております。

また、今年度は司法書士会との合同無料相談会を11月23日に県民会館で開催しました。

労働相談内容は、セクハラ・パワハラ等による体調不良、解雇・退職勧奨、長時間労働、ダブルワーク、再雇用に関する相談など多岐に渡ってます。

今、ネットのニュースを見たら、EUの欧州委員会が、ギグワーカー（スマホアプリ等で短時間の仕事を請け負う配達員さん）と呼ばれる方々が、働き次第で

最低賃金の保障や有給休暇が取得できるように義務づける法案を発表したそうです。これから、どんどん働き方変わってきますし、今後、より複雑な労働相談が増えてくるはずです。そんな労働相談の機会を通じて、社会保険労務士の存在意義が問われるとともに、我々の知名度が少しでも向上するように取り組んでいきたいと思っております。



職場のトラブル無料相談会

総合労働相談所所長 川向 誠

労働相談は、シークレットな内容であることも多く、オープンな商業施設での開催は相談者も気軽に来ることが出来ないのでは？との意見もあり、今年度は11月23日県民会館において、富山県司法書士会との合同無料相談会を開催しました。司法書士は個人の金銭的な問題で対応されることが多く、労働相談が直接司法書士の仕事に繋がるかどうか、微妙なこともあります。長年にわたり司法書士会は定期的に相談会を開催され、いろんなノウハウも持ってらっしゃるので、こちらから声を掛け、合同開催を企画してみました。

当日は、4ブース準備し、社労士4人、司法書士4人で対応しました。天候も悪かったのか？来所は1件のみで、電話相談が6件で、相談内容は、セクハラ・パワハラ、超長時間労働など、かなり深刻な状況もありました。内容的には、社労士が対応する案件がほとんどで、司法書士が対応できる案件は1件のみで、折角開催準備して頂いたのに、何だか申し訳ない気持ちでした。

今後開催するとしても、開催場所の検討、周知方法、相談内容からしても、我々社労士がリードすべきなのではないかなど検討をしていきたいと考えています。



労働紛争解決センター

コロナ禍から早2年近くが経過しました。飲食業、サービス業をはじめ、製造業、卸売業、小売業などの多くの業界では未だ業績回復には至っていない厳しい状況となっております。これに相まって、労使環境においても解雇問題、ハラスメント問題、雇用管理問題などの事案が増加傾向にあり、且つ一つひとつが高度化かつ広汎化しております。

このような状況の下、当センターでは雇用の維持、企業の事業の発達と従業員等の福祉の向上のために労使双方の紛争を迅速かつ安価に解決を目指す機関として、11月29日(月)に民法改正とADR事例の2部構成で研修を実施致しました。

センター長 森井 信次



大きな法改正の一つに時効に関する条項がありますが、これにより賃金債権消滅時効がこれまで2年だったのが当分の間3年その後は5年に延長となり、労使間の債権債務に大きな影響を及ぼすこととなります。その他にも労基法改正の順次施行にあたり、今後社労士として顧客に対する責任がますます大きくなると同時に、個別労働紛争のリスクも高まっていきます。

社労士会会員の皆様におかれましては、社労士としてご研鑽いただきながら、当センターの事業活動へもご理解ご協力を賜りますよう、宜しくお願い致します。



街角の年金相談センター富山

今年の11月末で、「街角の年金相談センター富山」が富山駅北アーバンプレイスから現在のショッピングセンターアピアに移転して10年となります。駐車場の混雑具合を気にしなくて良いと来訪者から好評を得ています。

この10年間は、国民年金後納制度、被用者年金一元化、受給資格期間短縮、お客様対応業務システム（相談実績）、個人番号を利用した情報連携システム、年金生活者支援給付金、予約相談と大幅な変化がありました。

年金相談は、これらの変化に対応することに

センター長 中島 幸治



加えて、コミュニケーション力、PCスキルが必要となります。特に年金記録問題を解決するには、来訪者にいかに有効な質問をして回答を得る力が必要となります。

現在、飯田センター長、金澤受付・相談部門長、棚相談員、吉野相談員、13名の業務委託社労士で運営をしています。数々の相談経験と研修を重ねて高い水準を維持してします。

「街角の年金相談センター富山」にて相談する際には、事前予約とコロナウイルス感染対策にご協力くださいますようお願い申し上げます。

監事の視点！③

通常の経理処理として現預金の出納管理や経費の精算業務、伝票記帳・整理などの「日々の経理業務」の他、月に一度の「月例処理」、年に一度の「決算処理」があり膨大な枚数の帳票となっています。その全ての帳票1枚毎に会長はじめ副会長、常務理事、総務経理部長の印鑑が押されており健全な管理状況が確認できます。コロナ禍でも役員の皆さんが定期的に事務所に足を運ばれての作業に頭が下がる思いです。令和3年度の税制改正で電子帳簿保存法が改正され、2022年からの電子帳簿保存法は、スキャナ電子保存等の要件が緩和され改善が見込まれています。これから効率化され少

監事 草嶋ひとみ



しでも負担軽減につながればと思います。

私たちの取り扱う業務でも事業主・本人押印の取扱いが大幅に見直され、手続きが容易になりました。電子申請も含めて作業が簡素化され便利になりましたが、申請内容によっては事業所にて確認済の証としてあえて押印をお願いすることもあります。今後どのように簡素化されても手続きに必要な「確認」が省略されることはありません。トラブルや誤解を招かないように本人確認や申請内容の確認はよりいっそう重要であると感じるこの頃です。

支部だより

富山支部

支部長 大花 哲仁



昨年11月2日、支部理事会を開催しました。私が支部理事になってから10年余り、初めて午前中の開催でしたが、まだ思考回路が元気な時間帯で、朝活を定着させたほうがいいのかも。と新しい気付きでした。

今年度計画しておりました「参考図書配布」として、(株)社会保険研究所発行のマニュアルシートを5種類（①労災保険②パワハラ防止③退職者のための健康保険・雇用保険④高年齢者雇用・年金⑤外国人雇用）昨年11月16日に発送いたしました。業務の一助となりましたら幸いです。

また、支部主催の社労士セミナー『初心者の方

めのオンラインツール活用術』を2月5日(土)、会場への集合参加に加え、ライブ配信を併用して開催します。今後、支部からの連絡も一層のデジタル化が避けられないでしょう。私自身、正直苦手分野ですが頑張っけて付いていきたいです。総会でセミナー内容の希望を事前に取りまとめたい旨をお伝えしておきながら執行部判断で決定しましたこととお詫びいたしますとともに、次年度の活動についてのご意見・ご要望等をお近くの支部理事にお聞かせください。ぜひ参考にさせていただきます。

高岡支部

支部長 坂下 裕子



高岡支部では、例年通り令和4年1月に会員交流会を予定していましたが、新たな変異株も発見され、まだまだコロナウイルスの感染予防の必要性を感じ、直接集まるのではなく、労働新聞社さんの協力を得て、1～2月に2つの講座を配信することとしました。高岡支部役員会もメールでのやり取りになってしまい、結果、残念ながら、高岡支部役員同士、高岡支部会員同士、直接顔を見て

活動する機会を提供することができませんでした。

来年度は、長く続いたコロナ禍の経験を活かし、例年通り、いやそれ以上の支部活動が行えるように考えていこうと思っております。支部会員の皆様のご理解とご協力を宜しくお願いいたします。

魚津支部

本支部は、行政官庁及び関係諸団体等と連携しながら、支部会員と共に地域ごとの経済状況や経営環境に応じた経営支援を推進していくことが支部の存在意義であり、地域経済社会へ大きく貢献していく役割を担っていると考えております。

この目的の下、会員相互間での「研鑽と交流」の機会を積極的に設けて、会員の皆さんの発展を通じた支部の活性化を図っていくにあたり、実践的かつ人間的な研修を企画しました。

11月27日(土)『事務所発展研修 ～インボイス制度への対応と将来脅威に打ち勝つために～』と題し、第1部では、今後免税事業者にとって大きな選択を迫られることになる「インボイス制



支部長 森井 信次



度」について岩城先生にご講義いただきました。続いて第2部ではパネラーに岩井先生、高橋先生、岩城先生をお迎えし、開業からここまで来たステップ、苦勞したこと、顧客獲得の手法、得意分野、今後取り組んでいきたい分野などを大いに語っていただきました。参加会員も、大変意味深い研修で先人たちの思いに触れ、気持ちが引き締められましたと一様に感謝されてました。

今後も、会員相互間での「研鑽と交流」の機会を積極的に設けて、会員の皆さんの発展を通じた支部の活性化を図っていきたいと考えております。



砺波支部

明けましておめでとうございます。

砺波支部では、例年3回の研修を行って参りましたが、昨年度はコロナ禍のため中止となりました。

8月5日の支部理事会に於いて、開催の要望が強く有りました。しかし、その直後第5波が訪れ今年度も無理かなと思っておりましたが、9月上旬から徐々に感染者数も減り始めましたので10月中旬に研修講師派遣についてお願いに行き参りました。

11月17日に砺波労働基準監督署から講師をお招きし、最近の是正勧告事例等について、12月6日にはハローワーク砺波から講師をお招きし離職票記載事項における留意点等について、12月20日には砺波年金事務所から講師をお招きし算定基礎届、e-Govでの電子申請等についてそれぞ

支部長 山村 隆



れ講義を頂きました。

関係諸官庁におかれましては、調査等でお忙しい中日程調整などご協力を頂き深く感謝しております。

各回とも事前にお問い合わせしたテーマに加え、事前質問にも手作り感満載の資料を頂き非常に充実した研修であったと思っております。支部会員の皆様にも非常に好評でした。また、非常にタイトな日程にもかかわらず毎回17名前後の多数の参加者が有りました。

新年会も中止することとなり、年度末に向けて特に支部活動はありませんが、支部会員の皆様には引き続きご理解とご協力をよろしくお願い致します。

富山SR経営労務センター

新年あいさつと活動報告

会長 泉 秀樹



あけましておめでとうございます。

昨年は10月以降全国的に新型コロナウイルスの感染者数は落ち着いてきましたが、ほぼコロナに振り回された忍耐の1年間となりました。今年はコロナを克服し「経済復調の年」となるように期待したいと思いますが、リモート勤務・会議や飲みにケーションの減少など一度変わった生活習慣が完全に戻ることは難しいと思われます。

さて、富山SR経営労務センターの現況ですが、社労士会員123名（入会 大門充子、退会 中濱肇）、委託事業所数416事業所、一人親方268人と微増となっています。また、あんしん財団取り扱い件数は2件、中小企業退職金共済は5件、労保連共済は0件です。（すべてR3.4～11）

そのほか全国労働保険事務組合連合会富山支部からの労働保険未手続事業一掃業務の推進員として4名に委嘱し、約30事業に対して調査説明を行うこととなりました。

研修事業として11月2日に行われた全国労働保険事務組合連合会富山支部の研修会に14名の会員が参加しています。

また令和3年度は中部地区のSR経営労務センター協議会の開催を富山県で行う予定となっていました。しかしながら、コロナ禍の状況が続いたため当年度での開催を延期することとなりました。つきましては、令和5年度（協議会は隔年開催のため）にリベンジ開催となります。準備期間が十分にできましたので改めて体制を整え、各県からの参加者に満足いただける協議会となるよう準備を行っていききたいと思います。

最後になりますが、本年が社労士会と会員の幸多き一年となることを祈念いたしまして、新年のご挨拶といたします。

富山SR経営労務センター事務局よりお願い

来訪の際は、事前にご連絡ください。

特別加入等書類の受付は、午前中受付は当日手続きとなりますが、午後受付は翌日以降の手続きとなりますことをご了承下さい。



（一社）社労士成年後見センター富山

理事長 明野 孝史



あけましておめでとうございます。

平成25年11月に（一社）社労士成年後見センター富山が設立してから約8年が経過しました。富山県社会保険労務士会及び会員の皆様には、当センターの運営に対しご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当社において、これまでに成年後見、保佐、補助、未成年後見で90人の方を受任し、現在、被後見人等66人を当センター会員のうち20人が成年後見等の事務を担当していただいています。

成年後見等の依頼件数が増え続けているのも事務を担当されている会員の皆様が真摯に成年被後見人等に向き合い、適切な対応をされているからだと思います。この紙面をお借りして感謝申し上げます。

社会保険労務士が社会貢献する場でもある社労士成年後見センター富山に富山県社会保険労務士会及び会員の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

今後も引き続き成年後見制度を利用する方々が増えてくることが予想され、引き続き成年後見等の事務の依頼が増えると思われます。社労士成年後見センター富山がより信頼される組織となるよう一層の研鑽を重ねていきたいと考えております。

研修会報告

■ 第2回必須研修会（研修部主催）

研修部 宮下 智弘

第2回必須研修会は、令和3年11月8日（月）株式会社デライトコンサルティング 代表取締役近藤佳伸先生を講師にお迎えし、web形式によるライブ配信と11月下旬から1月上旬にかけてオンデマンド配信で行いました。

テーマは「人材育成につなげ会社を強くする評価基準の作り方」というもので、当日は83名の会員の方がオンラインで受講いただきました。

評価制度について、分かりやすく解説していただ

き、社員の成長を促すため上司と部下の良質なコミュニケーションに寄与する人事評価制度の重要性を感じることができ、大変充実した時間になったと思います。

事前打合や事前確認も多くスムーズにいかない部分もありましたが、これからの時代にあった研修方法であり、研修部員として貴重な体験となりました。



■ 新規入会者研修（研修部主催）

研修部 片境 一暁

新規入会者研修を10月23日（土）富山県民会館にて行いました。

例年毎年秋に新規入会者研修を実施しておりましたが、昨年はコロナの影響で中止となり、今年も直前の「まん延防止措置法」により実施が危ぶまれましたが、感染防止対策として昼食も懇親会もなしとした上で、なんとか実施にこぎつけることができました。

例年と異なり、時間も大幅に短縮。1日実施していた研修を午後だけに縮小。特に新規入会者にとって、会のなかでの人脈形成というのは重要ですが、

感染防止のためグループワークも出来るだけ減らしました。懇親の場はなくても、現役会員とは自己紹介やワークショップを通して積極的に意見や疑問をぶつけあい、お互いの交流を深めることが出来、今後何らかの参考になる場となったのではと思っています。

研修打ち合わせもZOOM会議で、準備段階も直接顔を合わせることが少なかったのですが、内容については充実したものにできました。



事業報告

働き方改革推進支援事業

派遣専門家 高島 訓司

今年度の働き方改革推進支援事業も、コロナ禍でのスタートとなりました。事業の活動内容としては、企業側からの相談対応、商工団体やセミナー会場の相談会など様々な業務を実施しています。昨年度は多かった雇用調整助成金のご相談は一段落し、「同一労働同一賃金」「労働時間管理」「副業・兼業」「ハラスメント対策」「助成金」等々、幅広い分野でのご相談をお受けして、中小企業・小規模事業主をサポートしてきました。

また併せて、事業主への本事業の利用勧奨も精力的に行っています。電話での利用勧奨によ

り、「特に問題ないけど話だけ聞いてみます」とおっしゃる企業に伺うと、法定の書類が届出されていないなど問題が山積、というケースもみられます。

法令の理解度は会社によつてのばらつきが激しく、また知ってはいるけど何をしたいのかわからない、という声も多く聞かれます。今後も中小事業主に対しての積極的な支援が必要であると痛感しています。



女性活躍・中小企業支援事業

推進員 梅原 敏

1 事業内容

女性活躍推進法が改正され、令和4年4月1日を施行日として、これまでの301人以上の事業主に加えて101人以上の事業主に、女性活躍に関する行動計画の策定が義務化されたことから、3人の推進員（大門、福島、梅原）で策定支援を行っています。

2 活動状況

今年度が計画策定期限までの最終年度であることから、労働局においても、事業所に対する取

組状況のアンケートや説明会、個別相談会などの取組が行われており、連携をとりながら進めています。

相談方法については、訪問に加えて、リモートでパソコン画面を見ながら、制度や参考資料の収集方法を説明するなど、それぞれ工夫しながら、効果的な相談に努めています。

今後、これまで相談を受けた事業所を中心に、期限内の策定に向けて支援していきたいと考えています。

医療労務管理支援事業

アドバイザー 池田 弘

医療労務管理支援事業は富山労働局からの受託事業ですが、6名のアドバイザー（真田、澤、白井、中川、二口、池田）は医療法に基づく富山県医療勤務環境改善支援センターの医療労務管理アドバイザーでもあります。基本的な活動は①医療労務管理相談センターでの相談対応、②医療機関への訪問、③関係研修会・セミナーへの参画ですが、本年度は特に「医師の働き方改革」への対応が期待されています。

平成31年4月施行の時間外労働の上限規制においての医師の5年間の猶予も残り2年少々となり

ました。労働時間の把握について、「医師の宿日直許可」が副業・兼業の労働時間の通算と相俟って非常に重要なポイントに高まっています。また、新たに設けられる特例水準の指定に向けた「労働時間短縮計画」作成への支援も強く求められています。

我々社会保険労務士の医療機関における使命・役割が加速度的に増しており、アドバイザーのやる気も高まっています。



■ 仕事と子育て両立支援パワーアップ推進事業

推進員 八幡 達人

仕事と子育て両立支援パワーアップ推進事業では、今年度は推進員3名が次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定支援のため県内事業所を訪問しています。皆さんご存じと思いますが、次世代育成支援対策推進法では常用雇用者101人以上の事業主に対して一般事業主行動計画の策定を義務付けています。富山県は少子化が進んでいることもあり、さらに拡大され、常用雇用者30人以上の事業主に県条例で策定を義務付けています。

昨年度末時点での一般事業主行動計画策定率

は30～50人の事業所で82.1%、51～100人の事業所で89.6%となっています。まだ策定されていない事業所のみならず、今年度更新を迎える事業所も支援対象となります。なかなか更新していただけない事業所さんもありますが、昨年度の策定率を下回らないよう努めていきます。事業所さんによっては顧問社労士に相談すると言われますので、相談を受けた場合は快くご協力下さいますようお願いいたします。



■ 介護職員キャリアパスサポート事業

相談員 長田 洋一

介護職員キャリアパスサポート事業（8年度目、相談員2名）の活動は、県内の介護（障害福祉）事業所を5回程度訪問し、介護（障害福祉）保険制度においてより上位の介護（福祉・介護）職員処遇改善加算（今年度、5段階から3段階に縮小）の算定が可能となるように、キャリアパス基準・賃金制度・評価制度などの人事制度を整備するための支援を行っています。

当初は介護事業所のみが支援対象でしたが、4年度目に障害福祉事業所も対象に加わり、前年度からは経験・技能のある職員（介護福祉士等の資格保持者で原則勤続10年以上）をより手厚く処遇する介護（福祉・介護）職員等特定処遇改善加算

（2段階、2019年10月施行）の算定についても対象に加わりました。一方で処遇改善加算制度についてはかなり浸透してきており（県内介護事業所での最上位の加算Ⅰの算定率は約85%）、いまだ加算Ⅰが未算定の事業所に対するアプローチと支援活動はとて厳しくなっております。

人手不足（厚生労働省の推計では2025年度に約32万人不足見込み）が深刻な介護・福祉業界において、定着率向上のため引き続き介護・福祉職員の処遇改善を目的とした支援活動を継続していきます。



■ 新型コロナウイルス感染症による休業等支援事業

アドバイザー 北田 良真

この事業は、8月に富山県の新型コロナウイルスの警戒レベルが「ステージ3」へ移行したことや、まん延防止等重点措置に富山市が指定されたことに伴い、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた企業や労働者を対象に、助成金・支援金等の申請支援をはじめとした相談体制を強化することを目的とした事業です。9月に県からの委託を受け、10月1日から12月28日までの間、助成金センター内に相談ブースを設置し相談対応にあたっています。

企業に限らず、個別の労働者も対象として、

さまざまな労働相談や支援を行っている点が特徴です。

窓口開設当初は、企業からは雇用調整助成金の特例申請について、労働者からは、賃金の未払いや休業支援金の受給資格について等の相談がありましたが、県内での新型コロナウイルスの感染状況の縮小に伴い相談件数も落ち着いてきています。

このまま新型コロナウイルスが終息し、元の社会に戻ることを切に願います。

■雇用維持・継続のための人事交流・人材派遣支援事業

相談員 高野 篤

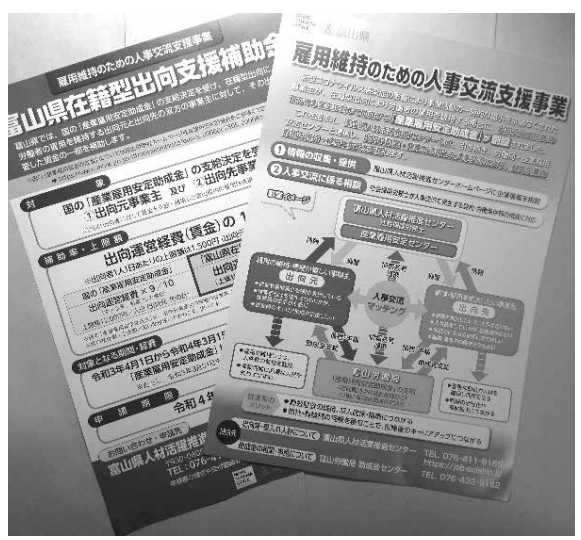
この事業は、県内の企業が在籍型出向や副業・兼業を活用して雇用の維持や継続や拡大を図る取組みに対して支援しています。

今年度創設された産業雇用安定助成金は、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、その出向に要した賃金や経費の一部を出向元と出向先の双方の事業主に対して助成。(副業・兼業は助成対象外) 又富山県在籍型出向支援補助金は、国の産業雇用安定助成金の支給決定を受けた出向元事業主及び出向先事業主のうち、出向者に対して賃金を負担した県内事業主に助成します。

業務内容は、支援相談員3名が出向等させたい人材に係る情報、受け入れたい人材に係る情報の収集・提供の他、人事交流を行う上で発生する人材融通に係る各種相談、出向等希望企業への訪問

活動、出向契約書、労働条件等及び就業規則の作成等の相談に対応しております。

11月末現在、受入希望企業は78社、出向派遣要望企業は8社、出向と受入がマッチングした企業は12社という状況です。



新聞広告掲載の報告

北日本新聞 2021年6月30日掲載

その手続、大切な従業員の未来につながっています。
だからこそ正確に。専門家である「社労士」にご相談ください。

労働保険の年度更新と社会保険の算定基礎届。
それは、病気、けが、育児・介護、失業など「もしも」の時に
従業員とその家族の未来を守るための大切な手続です。

富山支部	高野 篤	坂下 裕子	河 緒子
池田 勉	中 土 政	嶋 正弘	鈴木 崇人
池田 弘	堀 大 亮	大 門 亮	高 島 俊晴
石 割 香子	堀 賢 平	塚 茂 子	高 橋 明美
石 秀 樹	池田 悦子	堀 茂 子	高 橋 芳雄
市 堀 豊	池田 悦子	堀 茂 子	高 橋 芳雄
今 井 亮也	川 向 誠	堀 茂 子	高 橋 芳雄
梅 原 修一	川 向 誠	堀 茂 子	高 橋 芳雄
大 浦 靖一	川 向 誠	堀 茂 子	高 橋 芳雄
大 橋 健太朗	川 向 誠	堀 茂 子	高 橋 芳雄
岡 本 尚美	川 向 誠	堀 茂 子	高 橋 芳雄
片 堀 達志	川 向 誠	堀 茂 子	高 橋 芳雄
金 谷 准一	川 向 誠	堀 茂 子	高 橋 芳雄
金山 順一	川 向 誠	堀 茂 子	高 橋 芳雄
北 田 良真	川 向 誠	堀 茂 子	高 橋 芳雄
草 嶋 ひとみ	川 向 誠	堀 茂 子	高 橋 芳雄
倉 谷 正一	川 向 誠	堀 茂 子	高 橋 芳雄
小 西 澄夫	川 向 誠	堀 茂 子	高 橋 芳雄
佐々木 靖夫	川 向 誠	堀 茂 子	高 橋 芳雄
渡 谷 恵美子	川 向 誠	堀 茂 子	高 橋 芳雄
島 崎 裕美子	川 向 誠	堀 茂 子	高 橋 芳雄
杉 本 まさ子	川 向 誠	堀 茂 子	高 橋 芳雄
高 木 光男	川 向 誠	堀 茂 子	高 橋 芳雄
高 嶋 博	川 向 誠	堀 茂 子	高 橋 芳雄

労働保険の年度更新 社会保険の算定基礎届 7/12月まで いずれも お忘れなく!

富山県社会保険労務士会 TEL 076-441-0432 FAX 076-441-0255 <https://www.sr-toyama.jp>

年2回「社労士」をPRするために、新聞に広告を掲載しています。今回は、6月30日(水)北日本新聞朝刊に掲載しました。
多くの会員の皆様にご賛同を賜りまして、誠にありがとうございました。

自主研究会便り

年金専門研究会

保科 博史

年金専門研究会は、本年度は会員13名で構成され、開催が（6月～2月）間に6回、第1土曜日のPM1:30～4:00まで富山市職業訓練センターで開催しています。

令和3年度はコロナ禍の中、9月・10月が開催不可で大変な年度でしたが、通年は平均2名により障害年金の事例や障害年金関連事項の発表に基づき進行しております。

特に当研究会は、障害年金に精通した経験をお持ちの方もいる関係で、申請のテクニックなど日頃障害年金に携わらない方にも知識は元よりレベルアップに適しております。

私たち社会保険労務士の職務として、当然「障害年金」を取り扱いますが、実務では専門性が深く不明な点が多くあります。故に、当研究会を分

からない事、不明な点を問合せ、確認、勉強する場として利用頂ければと思っています。

今後も、是非とも障害年金を中心に議論を進め、和気あいあいと親交を深め自身の向上、気晴らしの為に参加いただければ幸いです。



年金相談研究会

岡本 尚美



年金相談研究会は、毎月第一土曜日の午前10時～12時まで、会場は原則、偶数月は富山方面会場（富山市職業訓練センター）・奇数月は高岡方面会場（大門総合会館）で行っ

ています。メンバーは、今年度は17人となっており、ベテランの先生から入会間もない先生まで、活動分野も年齢も幅広い研究会です（途中参加歓迎です！）。

毎月担当者が発表するテーマは年金の分野のみにかかわらず、日頃の業務や活動で経験した内容を共有して貰え、発表後の意見交換も活発なやりとりがあり、何でも聞き合える貴重な時間になっています。

今年度は新型コロナ感染状況に応じて例年のような昼食会や忘年会ではなく、お弁当の配布や簡

単な食事会が年2回実施となり、会員同士の交流という点では寂しさがありました。しかしながら、通常の定例研究会は感染対策を徹底し欠かすことなく実施することが出来ました。このような時だからこそ、リアルに集い学び合える自主研究会の場を大切にしていきたいと思います。



年金実務研究会

八幡 達人



当研究会は、毎月第1土曜日の午前10時～12時に、富山市職業訓練センターにて開催しています。現在の会員は12名となっています。会員の皆様に研究発表していただき、それについて討議することとしています。発表内容は年金をメインとしながらも社労士に関係すると思われる内容であれば何でもOKとしています。今年度は障害年金における障害認定基準、確定拠

出年金における税金、多様な雇用形態、懲戒処分 of 合理性、固定残業等について議論してきました。

さて、ある会員は毎月1回の研究会に飽き足らず、その日の出来事や新聞記事についての時評を毎日のようにメールしてこられます。当初は奇異に感じますが、センスある内容のため、これにはまってくるようになるのです。メールがないと残念とさえ感じるようになるのです。当研究会の会員になると漏れなくこの特典がつくことになるでしょう。

年金アカデミー

市堰 豊

当研究会は、年金マスター及び年金マスターを目指す方を対象として、街角の年金相談センターや各年金事務所の年金相談窓口での相談業務に対応できる実務能力を研鑽することを目的としています。

実際にあった相談事例をお互いに持ち寄って検証を行い、こうすればより良い相談となるのではと議論をしています。

令和3年の特徴としては、新型コロナウイルスに心理的影響か、繰上げ、障害年金、離婚分割の相談が、増加傾向にありました。特に障害年金は、制度についてちょっと知りたいから始まり具体的な相談となり、請求に至ることが多々ありました。精神障害は発症してから年金相談に至るまでの期間が長く悩みが多いところです。（ここが腕前のみせどころです。）

令和4年度は、繰上げ・繰下げ、在職老齢年金

制度をはじめとして法改正が盛りだくさんです。併せてこれまでの法改正と経過措置の知識も必要となります。

これからも、「相談して良かった」との声が増えるよう日々研鑽を重ねていきます。



情報解析研究会

宮本 敦子



情報解析研究会のメインは年1回の集中勉強会（合宿）なのですが、昨年度に続き今年度もやむなく中止にいたしました。定例の月1回の研究会は富山県が新型コロナウイルス感染症の警戒レベルステージ3となった時期を除き、富山県職業訓練センターで開催しています。会員数は11名です。

今年度の主なテーマは「令和2年改正法」でそ

の関連として加給年金、繰上げ繰下げ、在職老齢年金等について検討しました。また直近では遺族年金について別居、行方不明、生計維持関係の有無などについて検討しました。

最近は研修会もオンライン等で行われることが多くなり、実際に心が知れた社労士が集まる機会が極端に減ってしまいましたが、この研究会で年金以外の事項についても話し合う時間をもうけ、貴重な意見交換の場としても活用しています。

労働条件検討研究会（労研A）

池田 弘



当研究会は本年度新会員を1名迎え、8名のメンバーで運営しています。月1回開催ですが、今年度は富山県教育文化会館と大門総合会館で開催しています。

詳細は改めて令和4年度自主研究会会員募集要項にてご覧ください。

毎年1月には労使紛争検討研究会（労研B）の皆様と合同新年会を行っており、フレンドリーな雰囲気をもっとにしています。毎回1～2名の方に研究発表をいただいておりますが、発表

テーマは各人の自主性にお任せしています。

私自身労働問題には自信が無いため、民間保険とか損害賠償とかの隣接業界のテーマが多いです。それでも、労働・年金それぞれベテランの先生がいらっしゃいますので、後半は必ず各自が直面している事例の検討が行われ、ワイガヤとなります。特に経験年数の浅いフレッシュ（年齢不問）の方にはきっとお役に立ちますので、遅すぎることはありません、是非ご参加ください。

労使紛争検討研究会

内野 仁作



労使紛争検討研究会（労研B）は、毎月（6月から翌年2月まで）第2火曜日の午後6時～8時に、サンシップとやま又は富山県教育文化会館で開催しています。

1. 当研究会の目的

当研究会の目的は、労使紛争のトラブルを未然に防ぐため、労使紛争の実例や労働相談事例、裁判例などを会員が持ち寄り、労使紛争に至った原因を労使それぞれの立場から分析し、解決策や再発防止を検討しています。

2. 合同研究会

当研究会は年に一回、労働条件検討研究会と合同研究会を開催しています。終了後は合同懇親会を開いています。多士済々な先生方との交流を広げる良い機会となっています。

3. 入会の案内

今年度、開業社労士2名と弁護士1名の合計3

名の先生が入会されました。私達は、入会された先生にとって有意義な研究会となるように努めています。当研究会は、現在進行形の実例を研究題材とする事もあり、現実の労使紛争を、経営者、労働者、社労士、弁護士のそれぞれの視点から討議します。大変に面白く、且つ勉強になります。百聞は一見に如かず、と言います。是非入会して頂き、討議に参加される事をお勧めいたします。



新人事トータルシステム研究会

朝田 通安

当研究会は、現在6名の会員で、6月から2月まで、以下のとおり開催しています。

- ・日時：毎月1回土曜日の午後1時30分から4時に随時開催
- ・場所：富山市職業訓練センター

県会での自主研究会発表担当年は人事制度等に関して、課題図書を設定し、各会員の経験などを踏まえて普段の業務に役立つ実践的な議論をしています。今年度の検討テーマとしては、

- ・定年後再雇用者の同一労働同一賃金
- ・70歳継続雇用者の対応実務

などでした。

また、発表担当でない年は、課題は各会員の自由設定で、各会員担当日に議論の題材を提供して参加者とフリーディスカッションをしています。

少人数で開業と勤務会員が半々であり、業務

に関するお悩み相談会的な雰囲気も多分にあって（^_^）、とても和気あいあいとした研究会です。現在は、コロナ禍でなかなか実施できませんが、懇親会も随時開催しています。今後も親睦を深めながら、実務能力の向上のために研鑽を積んでいきたいと考えております。



労務診断研究会

大浦 靖子



当研究会は今年度11名が参加し、昨年度に引き続き全国社会保険労務士会連合会の「社労士診断認証制度」について取り組んでいます。社労士診断認証制度は「①職場環境改善宣言企業」「②経営労務診断実施企業」

「③経営労務診断適合企業」の3つの段階があり、企業の労務管理の状況をチェックしその段階に応じ認証マークが発行される制度です。

2か月に一度開催の例会では、連合会の社労士診断認証制度研修を視聴したり、経営労務診断の手順や診断項目について確認を行ったりしています。またメンバーの中島完一会員は顧問先において経営労務診断を実施し経営労務診断適合企業に認定された実績があるため、認証マークの活用についても意見交換してきました。実際に認証マークを求人票（※

企業独自の様式）に掲載し学校へ提出されたそうです。

経営労務診断はマニュアル（経営労務診断基準等）を見ながら実施すれば、どの社労士でも同じように診断できるとされていますが、メンバーで確認していると、いろいろな疑問等が出てきます。自主研のテーマに限らず普段の業務で起こる疑問点等もざっくばらんに話し合える研究会です。

※今のところハローワークの求人票に認証マークの掲載はできません



あっせん実務研究会

高尾 佳子



当研究会は、労働紛争の代理人の依頼を受けても対応できるスキルを培うための勉強会です。

昨年度連合会で出版された「あっせん事例集」の中から題材を選び、会員の中から持ち回りで「申立代理人」「被申立代理人」「あっせん委員」を決め、毎回模擬あっせんを行っています。代理人は事前に、申立書・答弁書を作成し、研究会当日の模擬あっせんに臨みます。

模擬あっせん終了後は、会員全員で、トラブルが起こらないようにしたら良かったのかなどの意見交換なども行っています。

今年度はハラスメント関連の紛争2件・能力不足による解雇をめぐる紛争1件について、模擬あっせんを行いました。会員の人数が7名と、こ

れまでで最小となってしまったため、今まで通りの模擬あっせんを続けていくか、やり方を変えるか、模索中です。

もっと多くの方に参加いただきたいので、是非一度見学にきてください。

偶数月第3土曜日の10時～12時、主に富山市職業訓練センターで行っています。ご連絡お待ちしています。



民法&労働契約法研究会

初道 勝治

県会で最も歴史のある自主研究会の一つ、「社会・労働政策研究会」が前身です。その後「民法・労働ADR研究会」と合流し現在の形となりました。

現会員数は20名、例会は偶数月第四土曜日に開催し、課題について報告・検討や意見・情報交換等を通して、紛争解決スキルの向上を目指しています。紛争解決スキルは、事後的な紛争解決の場面においてのみ役立つものではなく、職場での苦情・相談等への対応をはじめ日常的な人事労務管理や、紛争予防においても活用されるものです。コロナ危機においても、様々な労働紛争が発生していますが全く新しいルールが急造されるわけではなく、

既存の労働法のルールを適用して解決されることになります。大きな危機や変化に直面する今だからこそ、民法を含めた労働法ルールの正確な理解がますます重要になります。今後も会員各自が研鑽を深め、実務に役立つ研究会にしたいと思います。



成年後見制度自主研究会

明野 孝史



明けましておめでとうございます。

成年後見制度自主研究会は、年間5回から6回、奇数月の第3土曜日の午前10時から12時まで、主にサンシップ富山で開催しています。

催しています。

1. 成年後見制度の本旨

成年後見制度は、精神上の障害・知的障害又は高齢等の理由により判断能力が衰えた人あるいは判断能力を失った人を法律的に支援・保護する制度です。

2. 当研究会の目的

成年後見人等の具体的なケースを題材として取り上げ、申立て、受任、後見開始、初回報告、定期報告、事務終了までの手順と内容を学び、成年後見人事務担当者の全実務を理解する事を目的の一つとしています。

3. 成年後見人事務担当者

事務担当者が行う業務は、開業・

非開業を問わず誰でも行うことができます。社労士業務ではないからですが、通常の社労士業務では遭遇しない様々な課題に直面します。被後見人等のあらゆる課題に対応する事が求められます。大変な課題も多々ありますが、課題解決に向けた悪戦苦闘が楽しいと僕は感じています。

4. 入会の案内

当研究会に入会すれば、事務担当者の悪戦苦闘や嘆き、時折の歓喜の声を聞く事が出来ます。加えて各種法律行為の実例を学ぶ事が出来ます。そして事務担当者となって、抜き差しならぬ現実と直面し、充実した楽しい日々をお過ごし下さい。皆様の入会を心よりお待ちしております。



インボイス制度について

令和5年10月より消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式制度、いわゆるインボイス制度が導入されます。

インボイス制度の下では「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書（インボイス）」等の保存が仕入税額控除の要件となりますが、「適格請求書発行事業者」となるためには事前に税務署へ登録申請が必要になるなど現行制度からの変更点があります。

全国社会保険労務士会連合会の会員専用HPでは、インボイス制度についての説明動画を掲載しています。会員の皆さんは是非時間を創ってご覧いただければと思います。

私のお気に入りをご紹介します

リレーコーナー

第13回

富山支部 湊 恒成

高校を卒業し、青森県の弘前大学に進学しました。

当時は大阪・青森間の特急白鳥号が日本海側を縦断しており、帰省のたびに片道9時間の長旅をしていました。それ以来、電車に乗って、ただ車窓を眺めるという事が好きになりました。

そんな影響か、昨年から鉄印の収集がお気に入りになっています。

鉄印とは、全国の第三セクター鉄道会社が発行しており、一言でいえば、御朱印の鉄道版のようなものです。鉄印を買うために、現地まで行って、電車に乗る。ただそれだけなのですが、電車の中で、その地の方言が耳に入ってきたり、車窓を眺めたりしていると、学生時代の白鳥号の風景が蘇ってきたりします。

弘前から乗った時には津軽弁や東北弁の方が多かったのが、新潟辺りから訛りがなくなり、代わりに北陸訛りや関西弁の方が増えてくる。そんな昔の事を懐かしく思い出したりもします。

頻繁に途中下車をして街歩きをします。

その場所が、観光地であることもあれば、観光する場所は特になような静かな町だったりもします。観光地も楽しいのですが、訪れた地の普段の生活を感じることができるのも、鉄印の旅の良いところのような気がします。

最後に、地元の地酒を買って帰ります。

自宅に帰ってから、旅を思い出しながら飲むお酒は最高です。

鉄印を発行しているのは北は函館から、南は熊本まで全国で40社。10年くらいかけて全国をまわってみたいと思っています。

☆次回は富山支部の松本明弘先生をお願いします。



富山支部 初道 勝治

地元、魚津のパワースポット、巨石を抱えた「洞杉巨木群」です。洞杉の名前の由来は、幹の内部が空洞になっているものが多いことからだそうで、巨大な石を抱え込むような形、巨岩をかむ巨木が群生する景観は他に例を見ず圧巻です。生育地は、片貝川上流の標高500～700m前後の斜面から稜線にかけてで、樹齢は古いもので一千年、若いものでも数百年は経っています。環境省が平成11～12年に行った巨樹・巨木調査では、最大の洞杉は主幹の幹周が15.6mあり、樹種別の巨木『杉単体』部門で、新潟県阿賀町の将軍杉（19.31m）、鹿児島県屋久島の縄文杉（16.1m）について3番目の巨木となっています。



ここ数年は、雪解けの林道開通を待って洞杉を訪れ、新緑を楽しんでいます。車の乗り入れが禁じられており、麓の駐車場(魚津インターから山側15km)から片貝川沿いの遊歩道を約1時間歩きます。瀬音を耳に、緑の風を感じながら歩いた先にある巨木群。地元大自然のパワーを、会員の皆さんもらいませんか。

☆次回は魚津支部の深松裕加先生をお願いします。

私のお気に入りをご紹介します 第13回

..... 富山支部 東山 文野

「大豆ミート」でヘルシーに

巷で噂の「大豆ミート」を購入してみました。高たんぱく質だから肉の代替品として、またコレステロール0mgは体にいいのです。食感は肉と同じなので大豆製品とは気付かない不思議な食材です。ただ、少し独特の臭いがあるため、香りの強い野菜や香辛料を入れて工夫すれば大丈夫です。そこで、大豆ミートを使って、ミートソースのスパゲティを作ってみました。

ー材料ー

大豆ミート（レトルト）1袋
玉ねぎ 1/2個分

① にんじん 1/2本分
にんにく 2片
しょうが 少々

② トマトソース 1パック
トマトケチャップ 大1
ウスターソース 大2
赤ワイン 大1
コンソメ 小2
塩・こしょう 少々

パスタ 1人80g

オリーブオイル 適宜

我家では、大豆ミートだと気付かず好評でした。
残ったミートソースはピザやグラタンにかけても美味しいです。

☆次回は、岡山桜緒さんです。

ー作り方ー

- 1 フライパンにオリーブオイルをひき、①の材料をみじん切りにして炒めます。
- 2 ①の材料がしんなりしたところで、大豆ミートと②の調味料を入れ、煮込みます。
- 3 茹でたパスタに2を加えたら出来上がりです。



マラソン 同好会 活動報告

～青空、さわやか、富山マラソン2021～

報告者 島崎 裕美子

2021年11月7日（日）富山マラソン2021が開催されました。当マラソン同好会からは、岡本尚美さんと中村隆一さん（50音順）がエントリー。お二人とも、無事完走おめでとうございます！

フルマラソンのコースは、高岡市役所前をスタートし、新湊大橋などを通り、富山の自然を楽しみながら、富岩運河環水公園のゴールを目指す42.195キロの道のりです。この日はすっかりと晴れた青空で、新湊大橋からみる立山連峰の大パノラマは絶景だったと思います。

私は、当日は、37.7キロの北代地点で給水ボランティアをさせて頂きました。トップ集団のみなさんの素晴らしい走りを見ることができて、テンションが上がり過ぎ、途中給水の手も止まってしまっていました（笑）。当日は、暑すぎるくらいの気温の中、あきらめずに最後までゴールを目指すランナーさんたちの姿に、ただただパワーをもらった1日でした。

また、他にも当日、県会会員さんの中から、選手としてやボランティアなどに参加された方、いらっしやったと思います。本当にお疲れ様でした。

当マラソン同好会は、時々みんなで集まって気楽にリフレッシュできたら、という趣旨で開催しております。今はなかなか集まらずにいますが、来年以降、リレーマラソンや練習会など活動を再開できたらうれしく思います。



事務所訪問記

第3回 富山支部の武部正志先生編

「〇〇先生の事務所が見たい!!」
第3回は武部正志先生に突撃しました。

質問1 社労士合格はいつ?…平成9年

質問2 事務所開設はいつ?…平成10年1月1日

質問3 事務所のメンバーは?…20名

質問4 出身地は?…富山市

質問5 年齢は?…58歳

質問6 血液型は?…〇型

質問7 星座は?…山羊座

質問8 家族は?…妻・長男・次男・長女

質問9 ペットは?…ペットはいません。ただ娘が家にミニチュアダックスフンドを連れてきます。

質問10 趣味は?…取引先への訪問予定をして、何かしらの都合で突然予定のキャンセルなどあります。この間、1~2時間空くので、とりあえず、今いる近くのカフェを探して入り、コーヒーを飲みながら新聞や雑誌を見て過ごす時間が、案外不思議と小さな癒しの空間となっています。ここ3年程、続けていることがあります。月一で、金沢へ夫婦でミニ旅行をしています。土曜日に出発、1泊して翌日帰宅します。金沢駅、片町、近江町付近などで予約したレストラン等に過ごします。店選びや予約はすべて奥さんに任せています。子供も大人になり、育児から解放された自分たちにとって、唯一のちょっとした楽しみとなっています。自分としても、気分転換にもなりますし、これからも続けていきたいと思っています。

質問11 好きな食べ物は?…麺類(最近は控えています)

質問12 好きな飲み物は?…ブレンドコーヒー

質問13 苦手の食べ物は?…甘いものが少々苦手です(和菓子など)

質問14 スリーサイズ…内緒

質問15 好きな有名人は?…井上真央 彼女の明るく、透明感のある笑顔は好感が持てます。

質問16 社労士になったきっかけ…会計事務所に勤務していた際、そこの顧問社労士の人に誘われました。当初は社労士業務をよく知りませんでしたが、今では良いきっかけを頂き感謝しています。

質問17 社労士として目指すことは?…時代が早いスピードで変化していますが、当分としては一歩先を進めるように日々努力しています。また、どのような時代になろうとも、人が大切であることに変わりなく、企業また人の中に飛び込んで共に考え、問題解決の糸口となれるよう取り組む姿勢に変わりはありません。

質問18 一番好きな業務などは?…給与計算 重点的に取り組んでいます。多くの人が案外嫌がる仕事で、確かに大変ですがやりがいを感じています。

質問19 使っている業務ソフトは?…弥生給与など

質問20 一番好きな法律は?…労働安全衛生法 ここ最近ですが、あることがきっかけで、この法律に時間をかけて取り組むようになりました。安全意識は本当に大切であると考えています。

質問21 一番頑張った仕事は?…雇用調整助成金 ここ1年半ほど、職員の皆さんが本当によく頑張ってくださいました。問題はまだ続いています。ただ感謝しかありません。

質問22 失敗談は?…細かなミスや見逃しで取引先より注意・指摘は残念ながら発生しています。このミスはいかに今後に繋げていくかが当方の課題でもあります。

質問23 今後の夢、プランは?…長期的なプランはとくにありません。今ある仕事をいかに確実にこなし、よりレベルアップしていくかに全力を尽くすのみです。まずは5年、10年かけて職員・後継者の育成を進めていくのが、今後の私の任務と考えます。

質問24 家事はしますか?…家事はほとんどしません。自分の食べた食器を片づけたり、部屋を掃除したり、週2回のゴミ出しをしたりする程度です。

質問25 標準的な1日の過ごし方は?

8:30 仕事開始 午前中は職員の作成した資料をチェックします
13:00 取引先訪問 1月に3~5件訪問します
18:00 仕事終了
18:30 帰宅



大規模災害時等における労働・社会保険分野の相談業務に関する協定書

富山県（以下「甲」という。）と富山県社会保険労務士会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の大規模災害等が発生した場合（以下「大規模災害時等」という。）における労働・社会保険分野の相談業務（以下「相談業務」という。）に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、富山県内での大規模災害時等において、甲の要請に基づき乙が実施する相談業務について、必要な事項を定める。

（相談業務の内容）

第2条 乙は、甲の要請に基づき、社会保険労務士（以下「社労士」という。）の専門的知識を活かし、大規模災害時等に被災者の生活基盤を確保し生活の安定を図るため、次の事項に関する無料の相談会（以下「相談会」という。）を開催する。

- （1）雇用保険及び労災保険関係事項
各種変更諸手続、給付金・助成金の請求手続等
- （2）健康保険及び年金関係事項
各種変更諸手続、傷病手当金・遺族年金・障害年金の請求手続等

（相談会の開催要請）

第3条 大規模災害時等、甲が相談会の開催が必要と認めるときは、乙に対し次の事項について様式第1号により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、甲が電話等で要請することができるものとし、後日速やかに要請文書を送付するものとする。

- （1）相談会の場所及び当該場所への経路
- （2）必要とする支援の内容
- （3）必要とする人数及び期間
- （4）その他必要とする事項

（役割）

- 第4条 甲は、相談会を開催する関係市町村と連携して、開催場所の確保及び開催に係る広報に努める。
- 2 乙は、相談業務に従事する会員社労士を選定のうえ、速やかに派遣する。
- 3 乙は、あらかじめ、相談業務に従事する会員社労士に対し、関係機関と連携して必要な研修を実施する。

（報告）

第5条 乙は、相談会が終了したときは、次の事項について様式第2号により甲に報告する。

- （1）相談会の実施場所及び期間
- （2）相談業務に従事した者
- （3）相談者数及び相談内容別の件数
- （4）その他必要とする事項

（経費負担）

第6条 相談業務に要する経費については、原則として乙が負担する。ただし、これにより難い場合は、甲乙協議によるものとする。

（損害の補償）

第7条 相談業務の実施において、乙及び乙が派遣した者に損害が生じた場合で、甲の責めに帰すべき事由によらないものについての損害補償は、乙の責任において行うものとする。

（訓練等への参加）

第8条 乙は、この協定による活動が円滑に行われるよう、甲の行う大規模災害時等を想定した訓練等への参加に努めるものとする。

（連絡窓口）

第9条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては富山県商工労働部労働政策課、乙においては富山県社会保険労務士会事務局とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和5年3月31日までとする。ただし、協定期間満了前3か月までにこの協定の解除又は変更については、甲と乙のいずれからでも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとし、以後この例による。

この協定を証するため、本書2通を作成し、署名のうえ、各自1通を保有する。

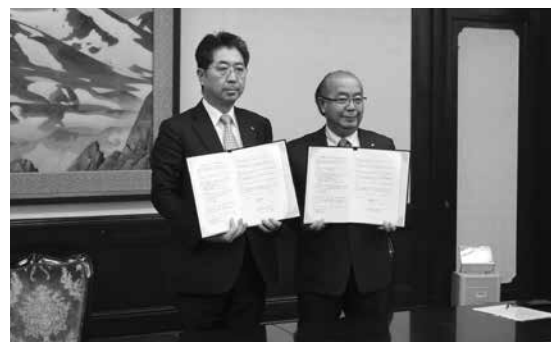
令和3年12月27日

甲：富山市新総曲輪1番7号
富山県知事

新田 八朗

乙：富山市千歳町1丁目6番18号河口ビル2F
富山県社会保険労務士会会長

山下 誠



新 入 会 員 紹 介

- ①所属支部、開業若しくは勤務等
- ②事務所所在地又は住所 ③入会年月日
- ④社労士になろうとしたキッカケ
- ⑤どのような社労士を目指されているか?
- ⑥趣味、経歴など一言

あら い よし ひと 新井 義人

- ①富山支部（開業）
- ②富山市有沢新町
- ③令和3年9月1日



社労士になろうとしたキッカケ…以前、人材派遣会社

に勤務していた際に同僚だった勤務社労士に憧れた

目指す社労士像…顧客から無二の信頼を置かれる社労士

趣味、経歴等…趣味はゴルフです。自慢じゃありませんが、腕前はかなり下手です。

ふじ た み ゆ き 藤田 美由紀

- ①富山支部（勤務等）
- ②射水市小島
- ③令和3年10月1日



この度入会させていただきました藤田と申します。

主人の転勤を機に東京から富山へ引っ越してきました。最近は富山での生活にも慣れ、休みの日は富山観光を楽しんでいます。以前銀行で融資を担当していた際に社労士の方と一緒に仕事をする機会があり、社労士の仕事に興味をもちました。現在は勤務社労士として主に助成金業務に携わっています。今後は社労士の仕事を通じて企業の発展に寄与できればと思っています。知識も経験もまだまだ不十分で未熟ではありますが、少しでも早くお客様のお役に立てるよう自己研鑽に努めていきたいと思っています。どうぞ宜しくお願い致します。

しば た あつ こ 柴田 敦子

- ①富山支部（勤務等）
- ②富山市新庄北町
- ③令和3年12月1日



図書館勤務を希望しながら採用されたのが望んでいない人事労務の職場でした。時間が経つにつれ、この仕事は働く人と法律をつなぐ大事な役目であると気づき、俄然大好きな仕事になりました。人事研修で講師の社労士の先生に憧れ、自分も正確な知識を身につけ、人の為に働きたいと思い、社労士試験挑戦を決めました。また、資格取得に向けて勉強し、挑戦する姿を子供達に見せたかったのもあります。

これからの目標は、親しみやすくわかりやすい説明ができる社労士。引き出しをたくさん持ち、人に寄り添える社労士になることを目標に日々研鑽していきたいです。

吹奏楽部出身で、トランペットを所有。また、雅楽の筆簀を所有。音が鳴るのか鳴らないのかは…神のみぞ。(と書きながら、実は僧侶資格を持つので、「神」を「仏」に訂正しておきます。)



事務局だより

支部別会員数

(令和3年12月1日 現在)

支部名	開業	法人の社員	勤務等	計	法人数
富山	95	13	60	168	9
高岡	47	4	26	77	3
魚津	26	1	13	40	1
砺波	18	0	7	25	0
計	186	18	106	310	13

会員異動状況

入会者

区分	氏名	支部名	年月日	備考
開業	新井 義人	富山	令和3年9月1日	大阪会より
勤務等	藤田美由紀	富山	令和3年10月1日	
勤務等	柴田 敦子	富山	令和3年12月1日	

退会者

区分	氏名	支部名	年月日	
開業	澤田 晃彰	魚津	令和3年7月31日	
勤務等	稲垣 詩乃	高岡	令和3年7月31日	石川会へ
勤務等	飛世 尚登	高岡	令和3年9月30日	
勤務等	大嶋 信勝	富山	令和3年10月6日	
勤務等	荒木 芳郎	魚津	令和3年10月10日	

勤務等から開業へ

区分	氏名	支部名	年月日	
	本元 邦治	富山	令和3年9月1日	

法人社員から開業へ

区分	氏名	支部名	年月日	
	中土 政英	富山	令和3年10月1日	

※ 12/1 迄に手続きされたもので作成しています。

総合印刷企画&グラフィックデザイン

ATA
 有限会社 **AT企画印刷**
AT PLANNING PRINTING

オリジナルウェアの

@tshirt
 アットTシャツ

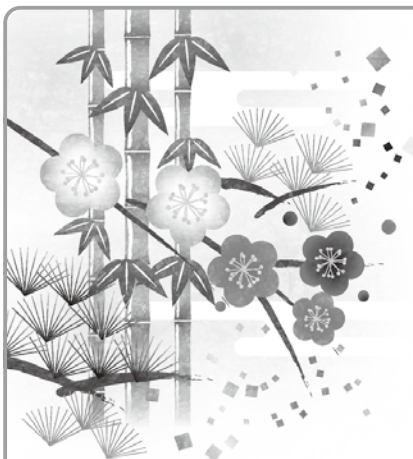
ホームページ

アットtシャツ

検索

本社 〒930-0138 富山市呉羽町48番地22
 小杉営業所 〒939-0319 射水市東太閤山1-11-1

tel.076-427-1533 fax.076-427-1543
 tel&fax.0766-57-8211



あけましておめでとうございます

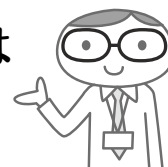
事務局長 山本 正純

本年もよろしくお願いいたします。

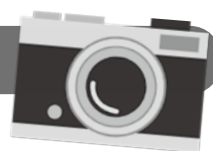
コロナ禍も2年越しとなり、現在は小康状態とはいえ新たなオミクロン株の国内でのまん延が危惧される中、社労士会の行事もすっかり様変わりし、今や研修会や会議はオンライン開催が主流となりました。今回のコロナ禍で世界にデジタル化の遅れを露呈した日本、デジタル化の推進は自明のこととはいえ、アナログ世代としては飛び交うIT用語に戸惑いながら周回遅れでどうにか付いて行っている状況です。

デジタル化の流れが進む一方で、アナログの代表格であるLPレコードの売上が急増しているとか。人はデジタル化の一方で、アナログ的な暖かさも求めているのかもしれませんが。コロナ禍の一刻も早い終息を願いつつ、以前のような会員相互の交流の場が設けられるよう願っております。

行政機関において、社会保険労務士業務を行うときは ネームプレート着用をお願いします！



表紙写真を募集します！



「社労士とやま」の表紙を飾る写真を、会員の皆様から募集したいと思います。「社労士とやま」は会員向けが前提なので、“プロ級”の腕や高価なカメラは不要です。ただし、県外の社労士会にも配布されることから、富山県内の風景や催しを対象とした写真を優先しています。「一度でいいから載せてほしい」「私の腕を皆さんに評価してほしい」「会員の〇〇さん、いろいろな写真展で入選しているらしいよ」等、自薦他薦を問わず、遠慮なく広報部または事務局までご一報いただければうれしく思います。

編集 後記

皆さん、新年明けましておめでとうございます。昨年から始めた新たな趣味？のご紹介です。これまでは、専門書やビジネス書くらいしか本を読んでいなかったんですが、顧問先の社員の方々の相談を受けていて、小説を読んでみようと思いました。

と言っても、どんな本を選んで良いのか分からず・・・（苦笑）そんな時に思いついたのが、毎日聞いているFMとやまの田島アナウンサーさんの本の紹介コーナーです。という事で、去年は田島アナウンサーさんが紹介された本やその他の本を1年間で40冊読むことが出来ました。

人間の感情の機微、移り変わり等、これまでよりも深く感じるようになってきたと思っています。はい、個人の感想ですが・・・（苦笑）皆さんのお勧めの本もこっそりと教えて頂ければ幸いです。

2021年度

開業社会保険労務士・社会保険労務士法人の皆様へ

社会保険労務士賠償責任保険制度 加入のご案内

・社会保険労務士賠償責任保険
・事務組合担保保険(特約加入)
(労働保険事務組合業務賠償責任保険)

・サイバーリスク保険(特約加入)
・情報漏えい保険(特約加入)

この保険は全国社会保険労務士会連合会を契約者とし、全国社会保険労務士会連合会に登録されている開業会員等を被保険者とする団体契約です。

巧妙な手口で急速に増加しているサイバーリスクへの備えはされていますか？

好評販売中!
サイバーリスク
保険(特約)

最大1億円
までの補償

電子申請化の進展、テレワークの普及などデジタル化の進展にともなって急速に高まるサイバーリスクに対応。不正アクセス(そのおそれも含む)の際の対応費用などを補償。



全国で約7割の開業社労士の先生方にご加入いただいております。

業務を安心して遂行していただくために、未加入の方は必ずこの機会にご検討ください!

この保険は、社会保険労務士業務により発生した不測の事故につき、日本国内において保険期間中に損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担したことによって被る損害を所定の条件の範囲内で補償するものです。さらに、保険会社の同意を得て支出した争訟費用(弁護士費用など)等も補償します。

2021年度よりWebでのお申込みになりました!
加入手続きについては、**有限会社エス・アール・サービスHP**をご確認ください。

保険期間

2021年12月1日午後4時から2022年12月1日午後4時までの1年間
中途加入も受け付けております。

保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は全国社会保険労務士会連合会が有します。よって加入依頼書の受付、保険料集金事務については、同団体にて実施しています。
*この案内は社会保険労務士賠償責任保険制度のうち社会保険労務士賠償責任保険およびサイバーリスク保険(特約加入)の概要について説明したものです。保険の内容は社会保険労務士賠償責任保険制度のパンフレットをご覧ください。詳細はエス・アール・サービスHPに掲載の保険約款によりますが、ご不明な点がありましたら取扱代理店または引受保険会社におたずねください。

◎勤務等会員の方には、別途、勤務等用保険がございます(エス・アール・サービスHPの社労士専用ページをご覧ください。)

お問
合せ先

取扱
代理店

有限会社 エス・アール・サービス

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町3-2-12 社会保険労務士会館10F

TEL 03-6225-4873

http://www.sr-service.jp/

社労士専用ページ ログインID: 2015sr パスワード: 4873hoken

引受
保険会社

東京海上日動火災保険株式会社(幹事保険会社)

担当課: 広域法人部法人第二課

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4

TEL 03-3515-4153

三井住友海上火災保険株式会社(非幹事保険会社)

全国社会保険労務士会連合会



「ずっとここで
働きたいの」
そう思える
職場でよかったの

困
っ
た
と
き
は、
い
げ
、
社
労
士
へ
！



私たち社労士は「人を大切にする」
働き方改革の専門家です。